

令和2年 第9回蔵王町農業委員会総会議事録

第9回蔵王町農業委員会総会は、令和2年8月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	齋藤秀俊	村上智彦
大和憲男	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	杉山由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家文一

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上伸浩
書記	秋保裕里絵 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（参与制限）
日程第5	第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第6	第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第7	第5号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第9回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議 長 これより会議を開きます。
只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。
山家文一推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議 長 これより、令和2年第9回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、5番佐藤良彦委員、6番玉根可奈委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2 報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局に報告をさせます。
[事務局長朗読により報告]
- 事務局 長 報告が終わりましたので質問を許します。質問はございませんか。
5番委員 番号12について質問いたします。今回、合意解約に至った経緯と今後農地をどのようにして行くのか、分かれば教えてください。
- 事務局 はい、お答えいたします。まず、解約に至った経緯につきましては、現在の賃借人の先代よりその農地について賃貸借契約をして造園業の苗木を定植しておりました。最近はこの農地には苗木を定植しておらず解約になったと聞いております。また、今後の農地の利用については、検討中だということでございます。
- 議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので日程第2 報告事項1を終わります。
- 議 長 日程第3 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]
- 事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおり

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第5 第3号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事務局長 (説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細については、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第6 第4号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第7 第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読により説明]

事務局長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。
[1番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
鈴木推進委員 番号18について質問いたします。現況等を見ると道路となっており、農地転用申請でなく非農地証明願いになった理由は？

事務局 はい、お答えいたします。申請の際に現況がどのような状況になっているかで対応が分かります。農地転用申請は現況も当然ですが、農地であり実際に作物を耕作できる状態である農地を農地以外にする場合になります。委員のご指摘のとおり番号18については現況が道路となっております。道路になった経緯が土地所有者から聞き取りしても原因が不明であったことなどの理由により、今回、非農地証明で取り扱うこととなったのでご理解願います。

- 2 番 委 員 今後、我々農業委員等が現地調査をする際に必要なので、非農地判断の範囲などについて教えてください。
- 事 務 局 それでは、非農地証明願取扱要領の概要についてご説明いたします。非農地証明の範囲ということで、まず一点目は農地法第4条、第5条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請の転用目的のとおり転用が行われ非農地となった土地であります。2点目として、天災地変等の自然現象による災害によるもので、農地等に復旧することが将来においても不可能と認められる土地。3点目として、その土地が何らかの原因で非農地となってから20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性もなく農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないものと農業委員会が認めたものなどが非農地証明の範囲ということで規定されております。
- 議 長 他に質問はございませんか。
[なしの声あり]
- 議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第7 第5号議案は原案どおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。
- 議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了致しました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
(午後2時15分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 2 年 8 月 25 日

議長

武田明夫

5番

佐藤良彦

6番

玉根可奈

